

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	福祉情報システム 助産施設入所事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、福祉情報システムの助産施設入所事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

公表日

2026年2月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	助産施設入所事務
②事務の概要	<p>児童福祉法第22条に基づき、妊産婦が経済的理由により入院助産を受けることができない場合に、助産施設入所申請を受け付け、入所決定及び徴収金決定に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 本人確認事務 (1)受給者の個人番号確認と身元(実存)確認 ・助産施設措置の申請を受け付ける際に、個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。</p> <p>(2)世帯員の個人番号確認と身元(実存)確認 ・助産施設措置の申請を受け付ける際に、受給者の世帯員に個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。</p> <p>2. 所得確認事務 (1)所得額の確認 ・助産施設措置の徴収月額は所得額によって決まるため、所得額を確認するために、個人番号を利用した事務を行う。</p> <p>3. 他制度の受給状況の確認 (1)生活保護受給状況の確認 ・助産制度の対象要件である生活保護の受給状況の確認のため、個人番号を利用した事務を行う。</p> <p>(2)健康保険の確認 ・助産制度の請求に係る健康保険の状況確認のため、個人番号を利用した事務を行う。</p>
③システムの名称	福祉情報システム、共通基盤システム(庁内連携システム)、統合宛名システム、中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)助産施設措置台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、20の2の項 ※情報提供は実施しない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭局子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸市市長室 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	部署名:こども家庭局子育て支援課 住所:神戸市中央区加納町6丁目5-1 電話番号:078-322-0249
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成38年2月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成38年2月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	評価実施機関名	神戸市	神戸市長	事後	
平成29年7月3日	Ⅱしきい値判断時点	平成27年1月21日時点	平成29年7月3日時点	事後	
平成30年4月1日	I 5②所属長	こども家庭支援課長 延原尚司	家庭支援調整担当課長 保田恵子	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断時点	平成29年7月3日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I 5①部署、8連絡先	こども企画育成部こども家庭支援課	こども育成部家庭支援課	事後	
平成31年4月1日	I 5②役職名(所属長→役職名)	家庭支援調整担当課長 保田恵子	家庭支援調整担当課長	事後	
平成31年4月1日	I 8連絡先	078-322-5211	078-322-0249	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断時点	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成32年4月1日	I 5①部署、8連絡先	こども家庭局こども育成部家庭支援課	こども家庭局家庭支援課	事後	
平成32年4月1日	I 7請求先	市役所本庁舎2号館2階	市役所本庁舎1号館18階	事後	
平成32年4月1日	I 7請求先	神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課	神戸市市長室 市民情報サービス課	事後	
平成33年9月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
平成38年2月10日	I 1②事務の概要		以下を追記 3. 他制度の受給状況の確認 (1)生活保護受給状況の確認 ・助産制度の対象要件である生活保護の受給状況の確認のため、個人番号を利用した事務を行う。 (2)健康保険の確認 ・助産制度の請求に係る健康保険の状況確認のため、個人番号を利用した事務を行う。	事後	
平成38年2月10日	I 3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一(9項)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表10の項	事後	
平成38年2月10日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(16項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、20の2の項	事後	
平成38年2月10日	5①部署	こども家庭局家庭支援課	こども家庭局子育て支援課	事後	
平成38年2月10日	5②所属長の役職名	家庭支援調整担当課長	課長	事後	
平成38年2月10日	8特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	こども家庭局家庭支援課	こども家庭局子育て支援課	事後	
平成38年2月10日	Ⅱしきい値判断時点	2020/4/1	2026/2/10	事後	